

小田原市市民通報アプリ「おだわら忍報」の利用に関する規約

この規約は、小田原市（以下「市」という。）が運営する小田原市市民通報アプリ「おだわら忍報」（以下「アプリ」という。）を利用するために必要な事項を定めるものです。アプリの利用に当たっては、この規約に同意することが必要です。アプリを利用した場合は、この規約について同意したものとみなします。

（アプリの概要）

- 第1条 このアプリは、市が管理する施設（道路、河川・水路等）の損傷等を、スマートフォン等（以下「端末」という。）のカメラ・GPS機能を利用して市に通報するシステムです。
- 2 時間帯等によってはすぐに通報内容を確認できない場合がありますので、緊急時は電話による通報をお願いします。
 - 3 火災・救急・救助等に関する通報は、このアプリではなく、119番通報を行ってください。

（登録）

- 第2条 アプリの利用を希望する者は、アプリに必要事項を入力し、インターネットを経由して利用登録することとします。
- 2 登録を希望する者が前項に規定する登録手続において登録する事項は、次のとおりです。
 - （1）ニックネーム
 - （2）メールアドレス

（アプリの運用）

- 第3条 市は、アプリの利用者（以下「利用者」という。）に通知することなく、アプリの変更、中断、再開及び終了をすることがあり、これにより利用者又は第三者に発生した損害について、市は一切の責任を負わないものとします。

（取得する情報の項目、利用目的等）

- 第4条 市がアプリにより取得した利用者に関する情報の項目、利用目的、取得方法等は、別表のとおりです。

（個人情報）

- 第5条 市は、アプリにより取得した個人情報について、次のとおり取り扱います。
- （1）個人情報の取得、利用、管理及び廃棄は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に行います。
 - （2）取得した個人情報は、通報に係る目的の範囲内で利用します。

（利用環境）

- 第6条 アプリは、次に掲げる環境で利用することができます。ただし、いずれも対象は開発元

のサポート対象バージョンのみです。

- (1) インターネットに接続できる Apple 社の iOS を搭載したスマートフォン
- (2) インターネットに接続できる Google 社の Android を搭載したスマートフォン

(利用者の禁止事項)

第7条 利用者は、アプリを利用するに当たり、次に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) アプリを第1条で定める通報以外の目的で利用する行為
- (3) アプリの運営を妨害する行為
- (4) アプリを市の許可なく商用利用する行為
- (5) アプリを利用し、いたずらに市へメールを送信する行為
- (6) その他市が不相当と判断する行為

2 前項各号の行為に起因して市又は第三者に損害が生じた場合において、利用者は当該損害を賠償する責を負うことがあります。この場合においては、市は損害を被った第三者に対し一切責任を負いません。

(利用者自身によるセキュリティ対策)

第8条 利用者は、個人情報保護のため、次の対策を行ってください。

- (1) 使用する端末について、ウイルス対策等の適切なセキュリティ対策を行ってください。
- (2) 自己の責任においてアプリのログインパスワードを管理し、第三者にパスワードを開示又は漏えいしてはいけません。

2 利用者自身の管理上の故意又は過失を原因とするパスワード漏えい等に起因して利用者自身に損害及び不利益が生じた場合、市は一切の責任を負いません。

(登録情報の変更及び解除)

第9条 利用者の登録情報の変更及び登録解除の手続は、次のとおりとします。

- (1) 利用者は、登録情報に変更があった場合は、速やかにアプリにアクセスし、その情報を入力して、インターネット経由で市に届出をしなければなりません。
- (2) 利用者は、登録を解除したいときは、速やかにアプリにアクセスし、必要事項を入力して、インターネット経由で市に届出をしなければなりません。
- (3) 市は、前号の規定により登録解除となった利用者の個人情報を、第5条の規定により取り扱います。

(通報に関する対応方法)

第10条 市は、危険度の低い通報内容であると判断した場合等は、対応を行わないことがあります。また、状況により、すぐに対応できないことがあります。

(通報の公開)

第11条 利用者から通報された情報のうち次に掲げるものは、アプリで公開します。

- (1) 写真
- (2) 位置
- (3) 状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる情報

2 第1項の規定にかかわらず、個人が特定できる通報、公序良俗に反する通報等については、通報の全部または一部を非公開とします。通報公開の可否は、小田原市市民通報アプリ「おだわら忍報」公開基準に基づくこととします。

3 市は、前項の規定により通報の一部を非公開とする場合、通報した利用者に承諾を得ることなく、非公開とすべき箇所を加工修正して通報内容を公開することがあります。

(写真の利用許諾)

第12条 利用者から、アプリを介してメールで送信された画像は、市が自由に利用することを利用者が許諾したものとみなします。

(登録の抹消)

第13条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、市は、当該利用者の同意を得ずに登録を抹消することができます。

- (1) 市から連絡が取れなくなった場合
- (2) この利用規約に対する違反が著しい場合
- (3) アプリの適正な運営に著しい支障があると市が認めた場合

2 市は、前項の規定により登録の抹消を行う場合は、前項第1号に該当する場合を除き、事前に当該利用者に対して登録抹消の通知をします。

3 市は、第1項第2号及び第3号により登録抹消となった者が再度の登録を希望した場合、拒否することができるものとします。

(免責)

第14条 利用者がアプリを利用すること又は利用できなかったことで発生する損害について、市は一切の責任を負いません。

(通信に係る費用)

第15条 アプリの利用に伴う通信料金は、利用者の負担になります。

(広告又は施設等に関する情報の配信)

第16条 市は、アプリ上で、プッシュ通知により市からの情報を配信することがあります。

(利用規約の変更)

第17条 市は、事前に通知することなく、この利用規約の変更を行うことができます。

利用規約の変更を行った場合、市ホームページやプッシュ通知等でお知らせします。

附 則

この規約は、令和4年12月1日から施行します。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行します。

別表（第4条関係）

アプリにより取得する利用者に関する情報

	情報	目的	取得方法※	外部送信※	備考
1	登録情報 (ニックネーム、メールアドレス)	名簿管理のため	手動	あり	利用登録をする際に入力が必要です。
2	ログイン認証情報	ログイン認証のため	手動又は自動	あり	ログイン時に入力が必要です。ただし、一度入力すると、ログアウト操作又は他の端末でログイン操作をするまでは、自動でログインできます。
3	通報情報	通報内容の受付報告、通報内容の把握の他、利用者との連絡を取る必要がある場合やアプリの運用向上等に向けたレポートデータの集計、分析のため	手動	あり	通報時に入力が必要です。
4	端末内の写真情報	通報する際に、端末内に保存されている写真を選択できるようにするため	自動	なし	端末内に保存されている写真を通報に使用する場合、アプリが端末内の写真情報を取得して、画面表示します。表示した写真情報は、

					通報に使う写真以外は外部送信しません。
5	GPS機能による端末の位置情報	通報をする際に端末位置に連動した地図等の画面表示を行うため	自動又は手動	あり	GPS等により端末の位置情報を自動取得します。又は、端末画面の地図上で現在位置を手動で設定することにより、位置情報を取得します。
6	端末の識別ID	市からの情報をプッシュ通知等によってお知らせするため	自動	あり	アプリの起動時に、端末の識別IDを自動取得します。
7	端末の識別情報	サービス向上のため	自動	あり	端末のOSバージョンや解像度等を自動取得します。

※ 取得方法が「自動」の場合は、アプリが情報を自動取得します。また、取得方法が「手動」の場合は、通報者自身による入力等により情報を取得します。

※ 外部送信が「あり」の情報は、システムのサーバーに送信されます。「なし」の情報は、アプリが端末内部で情報を使用するのみです。